

外貨預金契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。）

この書面をよくお読みください。

- ・外貨普通預金は、外国通貨建ての期間の定めのない預金です。
- ・外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
- ・外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れ）リスクがあります。

・円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（1米ドルあたり片道1円・往復2円、1ユーロあたり片道1円50銭・往復3円、1オーストラリアドルあたり片道2円・往復4円、1カナダドルあたり片道1円60銭・往復3円20銭）がかかります。お預入れおよびお引出しの際は、この手数料を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

・外貨預金には、為替相場変動リスクがあります。為替相場の変動によりお受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

[商号・住所] 第三銀行 三重県松阪市京町510番地

[商品の概要]

商品名	さんぎん外貨普通預金	オープン型自動継続外貨定期預金
商品概要	外国通貨建ての期間の定めのない預金です。	外国通貨建ての預金のうち、あらかじめ預金の期間を定めている預金です。
預金保険	外貨普通預金は預金保険の対象外です。	外貨定期預金は預金保険の対象外です。
販売対象	法人および個人のお客様	法人および個人のお客様
期間	期間の定めはありません。	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年 自動継続方式（元利継続型、利息受取型） ・元利継続型：利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。 ・利息受取型：前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。また、利息はあらかじめ指定された同じ通貨の外貨普通預金口座、または円の普通預金口座に入金します。
預入 (1) 預入方法 (2) 最低預入額 (3) 預入単位 (4) 預入通貨	随時お預け入れいただけます。 1 通貨単位 1 補助通貨単位 米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダドル	一括預入です。 1 千通貨単位 1 補助通貨単位 米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダドル
払戻方法	随時払い出し	原則満期日に一括払い戻し
利息 (1) 適用利率	変動金利。マーケット環境等により見直しす	お預け入れ時の金利を満期日まで適用しま

(2) 利払方法 (3) 計算方法	ることがあります。毎日の店頭表示の利率を適用します。 毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いいたします。 毎日の最終残高について付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割計算。	す。金利については窓口にお問合わせください。 満期日に一括してお支払いいたします 付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割計算。
税金について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得は法人のお客様は総合課税、個人のお客様は源泉分離課税（国税15%、地方税5%）として課税されます。 (注)平成25年1月以降に受け取る利子については復興特別所得税を付加した20.315%の税金が差し引かれます。 ・ お利息はマル優の対象外です。 ・ 為替差益への課税。 (法人のお客様) 総合課税 (個人のお客様) 為替差益は雑所得となり確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できません。他の所得区分との損益通算はできません。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得は法人のお客様は総合課税、個人のお客様は源泉分離課税（国税15%、地方税5%）として課税されます。 (注)平成25年1月以降に受け取る利子については復興特別所得税を付加した20.315%の税金が差し引かれます。 ・ お利息はマル優の対象外です。 ・ 為替差益への課税。 (法人のお客様) 総合課税 (個人のお客様) 為替差益は雑所得となり確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できません。他の所得区分との損益通算はできません。
手数料および適用相場	お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 くわしくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。	お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 くわしくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
付加できる特約事項	ございません。	ございません。
期日前解約のお取扱	—	お取扱できます。ただし中途解約利率は解約日における外貨普通預金利率を適用させていただきます。
お問い合わせ先	店頭または下記までお問い合わせください。 ダイレクトコールセンター (0120-33-8654)	店頭または下記までお問い合わせください。 ダイレクトコールセンター (0120-33-8654)
当行が契約している指定紛争解決機関(ADR)	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109

(注) 1.ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

2.対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。

[外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場]

	お預け入れ・お引き出し方法	手数料・金利等
お預け入れ	円の現金でのお預け入れ 円預金からのお振替	為替手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1豪ドルあたり2円、1カナダドルあたり1円60銭）を含んだ為替相場である当行所定のTTSレートを適用
	外貨現金でのお預け入れ	外貨現金手数料 1米ドルあたり2円（米ドル以外は取扱いできません）
	ご本人の外貨預金からのお振替	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。
	到着した外貨送金でのお預け入れ	外貨取扱手数料 1/20%(Min.1,500円)と被仕向送金手数料 1,000円
お引き出し	円の現金でのお引き出し 円預金へのお振替	為替手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1豪ドルあたり2円、1カナダドルあたり1円60銭）を含んだ為替相場である当行所定のTTBレートを適用
	外貨現金でのお引き出し	外貨現金手数料 1米ドルあたり2円（米ドル以外は取扱いできません）
	ご本人の外貨預金からのお振替	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません
	外国通貨建のご送金にご使用	外貨取扱手数料 1/20%(Min.1,500円)と仕向送金手数料 4,000円

・ 個人のお客様に限り、ATMを利用した外貨預金取引に関しましては、上記為替手数料を50%優遇いたします。

なお、外国為替市場等の市場環境により為替手数料の優遇を取り止めることがあります。

・ 上記手数料に消費税等はかかりません。詳しくは窓口にご照会ください。

(2012年7月1日現在)